

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 福島県選挙管理委員会

- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第四十一号

次のとおり相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告示する。

平成三十年七月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

事	由
一 福島県議会議員斎藤勝利が平成三〇年七月二一日死亡したこと。 二 相馬市相馬郡新地町選挙区における福島県議会の議員の欠員の数が公職選挙法第一一三条第一項第五号の規定に該当したこと。	公職選挙法第一一一条第一項の規定による通知を受けた日 平成三〇年七月二三日

### 福島県選挙管理委員会告示第四十二号

平成三十年九月九日執行予定の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

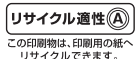
平成三十年七月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

### 選挙時登録の基準日

平成三十年八月三十日（年齢については、平成三十年九月九日）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福島県 株式会社 第一印刷